

**公益財団法人 ケア・インターナショナル ジャパン
定款**

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人 ケア・インターナショナル ジャパン（以下、「本財団」という。）と称し、英文では CARE International Japan と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本財団は、貧困が克服され、人々が尊厳をもって安全に暮らすことのできる、希望に満ちた、寛容で公正な世界を目指し、国際協力の促進を図り、開発途上国等の人々の自立を支援することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 開発途上国等の貧困を根絶するための開発支援事業
- (2) 開発途上国等における災害・紛争発生時の緊急・復興支援事業
- (3) 国際協力に対する理解を深め、支援を得るための普及啓発事業
- (4) 国際協力活動に関する提言事業
- (5) 国内外の援助機関・国際協力関係団体との連携事業
- (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本財団の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種類)

第6条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団・財団法人法という。）第172条第2項に規定する、本財団の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

3 本財団の公益法人への移行時の基本財産は、末尾の公益法人への移行時の財産目録で基本財産とし

て特定された財産とする。

- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 5 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産について本財団は適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分または担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第8条 本財団の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

- 2 本財団は、保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対し、株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、権利の行使又は権利行使の請求をしてはならない。
 - (1) 配当の受領
 - (2) 無償新株式
 - (3) 株主配当増資への応募
 - (4) 株主宛配付書類の受領

(事業計画及び収支予算)

第9条 本財団の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下、この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、評議員会において承認を受けるものとする。

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 本財団は、第1項の評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項の書類

に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け)

第 12 条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において評議員総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 本財団が重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 13 条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本財団の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第 3 章 評議員

(評議員)

第 14 条 本財団に、評議員 5 名以上 12 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任等)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員の候補者は次により選出する。

(1) 個々の評議員の推薦による者

(2) 理事及び監事の推薦により理事会の承認を経た者

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者または 3 親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるもの
にあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人または同条第 3 項に規定する大学
共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人または認可法人
- 4 評議員は、本財団の理事または監事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行
政庁に届け出るものとする。

(権 限)

第 16 条 評議員は、評議員会を構成し、第 20 条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定める
その他の権限を行使する。

(任 期)

- 第 17 条 評議員の任期は、選任日より、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関
する定時決算評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の
満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後に
おいても、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第 18 条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規
程による。

第 4 章 評議員会

(構 成)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 20 条 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等に関する規程及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、年 2 回、毎事業年度開始前（定時予算評議員会）及び終了後 3 ヶ月以内(定時決算評議員会)に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知をしなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(定足数)

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分または除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事、監事、または評議員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 2 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 30 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 26 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 29 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 30 条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 7 名以内

(2) 監事 2名以上

- 2 理事のうち、2名を代表理事とする。
- 3 代表理事を理事長と副理事長とする。
- 4 理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
- 5 前項の常務理事は、一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事の候補者は次により選出する。
 - (1) 個々の評議員の推薦による者
 - (2) 理事及び監事の推薦により理事会の承認を経た者
- 3 代表理事は、理事会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 5 常務理事は、理事会において選任する。
- 6 本財団の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 7 本財団の監事には、本財団の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 8 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 9 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(理事の職務・権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、本財団の業務を執行する。また、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本財団の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、または理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 理事長、副理事長、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 33 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本財団の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度にかかる計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第 34 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時決算評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時決算評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事の補欠又は増員により選任された理事の任期は、退任した理事又はその他の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事又はその他の監事の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第 30 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

(解 任)

第 35 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることでできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 36 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規程による。

(責任の免除)

第 37 条 本財団は、役員的一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 38 条 本財団に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、本財団に特別の功労のあった者及び学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたくえで選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第 39 条 名誉会長は、本財団の運営について、理事長に対し助言を行う。

- 2 顧問は、本財団の運営について、理事長の諮問に応える。

第 6 章 理事会

(構成)

第 40 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 41 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、本財団の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事並びに理事長、副理事長、常務理事の選任及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 37 条の責任の免除

(種類及び開催)

第 42 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 定時理事会は、事業年度毎に年 2 回以上、毎事業年度開始前（定時予算理事会）及び終了後 3 ヶ月以内（定時決算理事会）に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その理事が招集したとき。
 - (4) 第 33 条第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招 集)

第 43 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する
- 3 理事長は、前条第 3 項第 2 号または第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知をしなければならない。
- 5 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第 44 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 45 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 46 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 47 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 48 条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 32 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 49 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 50 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 15 条第 1 項についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項にかかる定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 52 条 本財団は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の

全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 53 条 本財団は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 54 条 本財団が、公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 55 条 本財団が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、国もしくは地方公共団体または公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 56 条 本財団の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 9 章 会 員

(会 員)

第 57 条 本財団の目的に賛同し、会費を納入して本財団の活動を支援するものを会員とすることができる。

- 2 会員及び会費については、理事会の議決により、別に定める会員及び会費に関する規程による。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 58 条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 59 条 本財団の主たる事務所には、常に、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬等に関する規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 60 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 60 条 本財団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 61 条 本財団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公 告)

第 62 条 本財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 63 条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団・財団法人法及び公益認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	数原孝憲	金子洋三	黒川千万喜
	野口千歳	ピーダーセン・ピーター・デイヴィッド	
監事	原禮之助	山本卓弘	
- 4 本財団の最初の代表理事は、数原孝憲、黒川千万喜、野口千歳とする。
- 5 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

安倍洋子	稲川素子	加藤睦子
河野洋子	山東昭子	高橋 衛
横田 笑	渡邊美佐	渡邊光子
- 6 2010年7月1日 改定
- 7 2013年5月21日 改定、2013年9月26日 施行

財産目録

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

（第6条関係）

財産種別	場所・数量等
投資有価証券	スウェーデン地方金融公社債 25,000,000 円